

制定の立場で省みる日本国憲法入門 第二集

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

制定の立場で省みる日本国憲法入門 第二集

憲法担当国務大臣

金森徳次郎

書肆心水

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

目
次

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

I 憲法制定議会の前後

急ぐGHQ 16

「九条」の問題 32

天皇の問題 49

国会の問題 71

II 憲法遺言

新憲法に関する私の煩悶 76

天皇の問題 88

天皇について

国体論議

天皇の統治権者たる地位

新憲法は明治憲法の改正か

この憲法は恒久法であるか

国および国民統合の象徴	113
皇位継承	120
天皇の権能	123
天皇の行為の代理	131
皇室の財産授受	133
戦争の放棄	136
戦争放棄の規定の正しい解釈	139
自衛権なし、または自衛戦争をする権利なしとする見解について	141
自衛権の必要	143
憲法は現在のままでも戦力を持ちうると思う考え	144
警察予備隊その他の警察力は憲法第九条に違反しないか	146
再軍備可否論	155
基本的人権	155
基本的人権	166
憲法の認める基本的人権	168
基本的人権の範囲	170
基本権の方向	170

基本権は個人の有する権利か、それとも国民の有する権利か	171
基本権の深さ	173
基本的人権の行使に伴う条件	176
十八世紀的権利と二十世紀的権利の混在	178
憲法規定の弾力性	179
権力分立制	186
国会	194
直接政治と間接政治	198
二院制度論	207
下院の構成	210
参議院の構成	214
解散制	222
議員と国民代表	224
国会と政党との関係	227
議会における会議と議決	233
議員の特権	236
議会の権能	239

附録	299
日本国憲法	299
結語	295
憲法の改正	292
地方自治	283
財政	278
裁判所の独立	271
司法権	264
司法	264
内閣の職責	257
内閣の構成	254
内閣の閣員たるべき資格	250
内閣	247
予算及び条約の問題について	241
両議院の立法権について	239

凡例

- 一、本書は、金森徳次郎の著作から、現在の我々が「制定の立場を踏まえて日本国憲法を省みる」という趣旨にかなうものを選んで集めたものである。金森徳次郎は帝国憲法改正案審議の第九十回帝国議會において、第一次吉田内閣の担当國務大臣として答弁にあたった。
- 一、送り仮名を現代風に加減した。
- 一、踊り字「々」の用法は現在一般の慣例にしたがった。
- 一、読み仮名ルビを多少補った。
- 一、鉤括弧の用法は現在一般の慣例にしたがって整理統一した。
- 一、正誤を判断しかねる場合などに記す「ママ」のルビは（ ）で括って記した。
- 一、「〔 〕」は本書刊行書による補注である。
- 一、文章の区切りとみるべきところの読点を句点に置き換えた場合がある。
- 一、第1部の章立て（小見出し）は本書刊行書が附加したものである。

SAMPLE
Shosha-Shinshui.com

制定の立場で省みる日本国憲法入門

第二集

憲法担当国務大臣

金森徳次郎



金森徳次郎の著書『憲法随想』（1947年）の口絵より
「動揺は必ずしも嫌はないが停頓は之を憎む 徳次郎」

I

憲法制定議会の前後

『日本国憲法制定の事情』（自由党憲法調査会編、一九五四年、自由党憲法調査会刊）の第一章。一九五四年三月十九日に首相官邸で行われた「憲法調査会第二回総会」の速記によるもの。開会の辞と質疑応答は省いた。

SAMPLE
Shinshi-Shinsui.com

それでは御命令に従いまして一応申し上げますが、正直なところ私は昭和二十一年の四月ごろから憲法の改正に幾らかずつ関係を持ちまして、六月からほんとうの責任をとったわけであります。でありますから大体憲法の草案は実質上まとまってありまして、あとで形をいじるというだけの段階になっておりました。だから憲法の中に表われておる一つ一つの文字というものは私は知らないであります。でき上ったものを自分の考えで合理化さして説明する、これは私の責任であります。しかしこの条文がどうしてできたか、どんな歴史があつてこの規定が生れたかということにつきましてはほとんど知らないのであります。間接に少しづつ聞いてはおりますけれども、それは間接に聞いたものだからほんとうの責任はとれないのでありまして、その時代のこととは幣原さんや松本さんがよく御承知になつておると私は思っております。ですから今日は私の直接触れたことをもとにいたしましたして、なおそれを補うために幾らかずつ間接に聞いたことをもって申し上げるというよりほかに責任のとりようはございません。ことに世間に出ておりますところの日本の書物、あるいは新聞社が編集をする、あるいは個々の人が編集をしたというものはおもしろおかしくできておりますが、大体筋は通つておるような気はいたしますけれども、絶対正確であるという信念は持てません。従つてそういう材料に従うこともあまりやりたくないであります。私は昭和二十一年四月ごろにかわ

憲法制定議会の前後

る憲法の中身を非公式に聞き及ぶようになったわけであります。まだ何らの官名を持つておるわけではございません。その当時から的事柄と私の想像とを合せまして説明をするのであります。

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

急ぐGHQ

日本の憲法はどういう順序をもってできて来たか。これは御存じのように日本が敗戦をいたしました昭和二十年九月ごろからその問題が起っており、マッカーサーが、当時東久邇内閣のときでありますから東久邇さんに対して憲法の改正の助言をしたということは、アメリカの文獻ではつきり言っておりますし、日本でもある程度までこれを言っておることは皆様御承知の通りと思っております。その九月ごろに東久邇内閣が助言を受けまして、そのときに不幸にも申しますか、近衛さんがまたアメリカ側から憲法改正のヒントを受けられたようであります。アチソンと近衛さんと集まって話をされたときに、大体十二項目ばかりが話の中に乗りました。それを眼目に置いて改正をしなければならぬということが話し合われております。しかしそれは今日憲法改正の結果から見ますと必ずしも目的にびつたりと当たっていないようであります。たと

憲法制定議会の前後（急ぐGHQ）

えば日本が軍隊を持つか持たないかというような点は、むしろアチソン近衛の会談は逆に言っておるのではないかというふうに思われます。それは政府の中に軍隊の力を入れないようにしなければならぬ、こういうふうに助言されておりまして、今日のように軍隊が全然なくなるということをもとにすると、何かその当時は空気が違っておるような気がいたします。そんなふうになっておりますうちに、だんだん憲法改正の空気が高まって来たのであります。

幣原内閣になりますと、やはり同じような助言を向うから受けて松本丞治先生がこれについてもっぱら画策に当られたということも一般に知られておるところであります。が、アメリカ側の書物を読んでみますと、結局松本丞治氏のやっておられるときにアメリカは何か非常に反感を持ったようでありまして。こんなふうな改正をわれわれは求めておるのではないという結論に到達したように察せられます。と申しますのは、当時の日本側の研究は大体日本の在来（ざいらい）の憲法をそのままにしておいてわずかながらこれを修正する、何を修正するかと言えば国民の権利を高めて行く、従って内閣の権能を低めて行く、シーソー・ゲームのようでありまして、国民の権利を上げて行けば内閣の権能は当然に下って行かなければならないのであります。天皇の御地位はほとんど手を触れないようにして行く、こういうふうな着想であったように思われます。思われますというの

は、やはりいろいろな文献にその姿が現われておるからであります。しかしアメリカ側の見るところによりますと、そういうような案ではポツダム宣言の趣旨とも違い、またアメリカが管理政策として胸に描いておったものとも全然違っておる、これではいけないから、早く世界の諸国が期待するようなものをつくるべきである、こんなふうにして日本側の憲法改正の方針をある程度転換させるように助言をしておったらしいのであります。そのことはアメリカの公の出版物でありますところの『日本の政治的再編成』すなわち『ポリティカル・リオリエンテーション・オブ・ジャパン』という書物の中にあります。これは責任者が手わけをして書いておりますから、多分正しいものと思っております。

ところがそのうちに、政府は今のようになんか保守的な線を通っておりますけれども、民間の方が独自の見解を持って憲法改正案を立てまして新聞紙上に発表しております。私どももそれを記憶しておりますが、外国側でもそれを逐一拾い上げて翻訳して発表しております。たとえば自由党は当時ある程度の一つ書きの改正案を出しました。それは今日の憲法ほど進んでおりませんけれども、当時政府の考えておったよりははるかに進んでおります。また進歩党も当時の案を示しております。社会党も共産党も示しております。かつまた民間の諸団体、たとえば尾崎先生のごとき老大家の名によって現

憲法制定議会の前後（急ぐGHQ）

われておる改正案もできておるのであります。そのときに、アメリカ側の関係者の意見を書いたものにも出ておりますが、私が直接会って聞いたところによりますと、アメリカ側では——アメリカ側と言ってもたたくさんの人がおりますから、責任者をやましく言ってこれを聞くことはできませんが、当時日本の政府は非常な微温的な案をつくってこれが国民の声であるというふうに主張しておった。どうもアメリカとしては得心できなかった。ところがこの新聞紙等に表われて来る各政党及び学界の意見を見て行くとかなり進歩している。一つ一つ見てみると右から左までいろいろな段階があつて、極端なものはないへんなところまで行つておる。しかしそれ相應に進歩しているということがよくわかつたということをやつております。だからかりにアメリカが日本に助言するような案をつくるにしても、これらの諸案というものは相当参考になるのだということをやつておりました。

そんなことをしておりますうちに、アメリカ側は翌年の昭和二十一年二月ごろになりまして、こう日本政府が緩漫にかまえておるのではないかぬ、早く憲法の改正をさせなければいかぬから、ひとつ自分たちで試みに日本国憲法の案をつくつてみようじゃないかということが言われ出したようであります。そうしてマッカーサーがホイットニーを通じてGHQの幹部に命じて、早く日本国憲法のテンタティブ・プラン、要するに試み

の案を、強制すべきではないけれども、自分たちが憲法を改正するとするならばこのような形にしたいというような意味の案をつくってみようという話が出まして、そしてこのGHQの中に幾つもの部会をこしらえて、かつ全部を総合する運営委員会というものでもできて、大小さまざまな人が集まって、今ちよつと覚えておりませんが、多分二十数人の人がかかって案をつくり上げたのであります。そのときにある人が、こんな大事件であるなら早く本国から参考書でもたくさん取り寄せてそれから案を立てたらどうか、こう言ったところが、そんなひまはない、ここにある手当り次第に得られるような資料をもって案をつくるべし、こう幹部が述べたということがはつきり書いてあります。

それからそのときに大体憲法をつくる向うの心構えとして、根本原則だけは守らなければならぬ、しかしこまかいところはお前たちの自由な考えでつくったらよからうということであります。この根本的原則というものは何であるかと申しますと、それは数箇条あるのでありますが、こまかいことは基本の書物につく方が確かであります。一つは天皇には何らの実権を認めざること、一つは日本国には軍隊その他の戦争的施設を持たせないということ、いま一つは人間平等という考えでありまして、たとえば華族等を認めない、その他それに関連して少しずつ大体基本的な原則だけを示して、あとは

憲法制定議会の前後（急ぐGHQ）

自由に考えよというような気持であったと向うの書物で書いております。そこである人が、こういうふうな基本原理があるなら、天皇をやはり認めておくのか、日本の天皇制はこれを廃止しないつもりかという質問をいたしました。ケーデイスが答え、おおむねしかり、大体そうです、こんなふうに莫然として答えておったということが書かれております。

そんな空気で次第次第に日本の憲法がアメリカ人の手によって文章に持つて行かれるというふうになっておりましたが、そのときに一体アメリカの人はどういうところに着想をしておったのだろうか。彼らが日本の憲法に一定の原理を入れようとする考え方の根本に何らかのねらいがあったに相違ございません。それは、向うの書いたものを読んでみますと幾つもの論点がありますけれども、一つの点は、まず日本は人が支配してある、つまり昔からの天皇制その他の関係で人が支配し、元老が支配し、役人が支配するというふうにも人が支配しておる、しかしそういうものはあるべきものでなくて、法律が支配をしなければならぬ、ルール・オブ・ローである、法律がものの根源にならなければならぬ、日本の憲法——これは在来の憲法をさしておるのですが、日本の憲法は見かけはりっぱにできておるけれども、どこであやつられるかさっぱりわからぬ、ある人の思うがままにこの制度を動かされる、これらの点をかえなければならぬ、こ

んなことを言っております。なるほどその気持から見ますと、われわれの新しい憲法は人の支配というよりも法の支配というところに重点が置かれておるように思われるのであります。

それからそれと関連してであります、アメリカが日本を管理いたしますところの一つの方針として、日本には自由平等ということがまったく行われていないようであります。言いかえて言えば、人々は自分が立憲政治の中に入っておると言っている気持になっ

SAMPLE
Shosetsu.com

てゐるけれども、外から見るとそんなことは一つもないのである、封建制度と同じである、すべての人は知らぬ間によから圧迫されておる、その圧迫する力のおもなるものは軍閥、財閥、官閥である。官閥というのは官僚閥という意味でありまして、その官僚閥の官僚というのはいわゆる窓口の役人という意味ではなさそうであります。広い意味の言葉で、要するに役人から出てそうしてだんだん古びて行ってそれが宮中の奥にたてこもる、内大臣として、あるいは当時の貴族院議員として立てこもって、官僚閥の意見を聞かなければいかなる内閣も方針を立てることができないというふうに解釈をいたしまして、軍閥、財閥、官閥というふうに三つのものを胸に描いておって、これをあらゆる方法をもって打破しなければならぬというふうに言っております。その結果、軍はもとより解体せられる。財界もまた解体せられました。官僚閥の面から来るもの

憲法制定議会の前後（急ぐGHQ）

は、内務省、司法省というものに特に重点が置かれて、おそらくはその勢いがほかの部局にも及びそうな傾向であったと人々がうわさをしておりますけれども、これは私はよく存じません。そうやっておりますうちにまた一つの反省が来て、結局御承知のような程度で終わったのであります。この三つの方針は相当堅固に考えておったものであらうと思います。その気持が憲法改正の案の中にも現われて来ておるように思われます。

彼らの考えはそれくらいにいたしまして、そこで先ほど申しました二月のある時期に——日付ははっきり文書でわかっておりますが、二月のある時期に、向うがまとめ上げましたところの憲法改正案、それは多分九十二箇条でできておったようであります。その九十二箇条の英文の草案をたしか三通だけこしらえて、その三通を持って総理大臣のところへ会いに来た。日本はわれわれの書いた草案を大いなる参考として新しき憲法を考えてもらいたい、そうでなかったらとうてい関係諸国の同意は得られそうもない、こんなところまで言ったように思われます。少し想像は入っておりますけれども、大体は一文文献に根拠があるわけであります。その向うが持つて来ました九十二箇条の草案は今日三部とも残っておるかどうか私ははっきり知りませんが、二部だけははっきり残っております。その一部は私の方の図書館〔当小金森徳次郎が館長を務めていた国立国会図書館〕に今封鎖して預っております。将来それが何かの参考になるものでもあらうかと思いま

す。すでに世に知られておることであり、ますから別に秘密という意味もございませんが、そのある条文の中で、すべての国内の土地というものは究極国家に所属するという規定があつて、当時よく考えてみてもどういふ意味だかよくわからなかつたのであります。結局今はその痕跡を残しておりません。これは一例にあげたのであります。やはり若い人たちが集まつて手わけをして思う存分に言つたのでありますから、今日から見るとちよつとおかしいものもあるものであります。なおこれにつけ加えて申し上げますと、その九十二箇条の案文がそのまま日本国の憲法になつたのでは絶対にございけません。ずいぶんおかしいな条文が入つておつて、そのままのんだらとてもがまんができないものがあつたわけであります。そこで日本側はこれを受け取りまして、そのときの向うの要求によつて、諸国の承認するような対案をつくるべしという希望に応じて関係の人々は努力せられたように聞いております。そのうちでも一番の責任者の松本先生はかなり注意深い議論、これに対する反駁の文書をお書きになつておるようであります。そのことも向う側の政府の文献の中に表われております。

こうしておりますうちにだんだんと向うの催促がはげしくなり、三月の初めくらいに早く案をつくつてしまえという希望があり、しかもその三月の初めというのはあまり幅がないのでありまして、実際は三月六日に要領が確定をいたしました。大体

憲法制定議会の前後（急ぐGHQ）

そのころでなければならぬように矢の催促をして来たというふうに聞いております。そこでなぜ憲法の改正についてそんなに強く催促をしたのであろうかということでありますが、これについては私ははっきりした論証材料は持っておりません。けれどもそのときに問題になりますのは極東委員会が動き出したということであります。極東委員会というのは御承知のように関係諸国十一箇国の代表者が集まってアメリカで会議を開きまして、それが日本の管理政策の最後の権限を握るといふ建前になっております。実際はどこで握っておるかわかりません。けれどもりくつの上から言えば極東委員会のきめるところにアメリカも従わなければならない、ほかの国も従わなければならない、こういうものであります。それがいろいろの事情によりまして十分活動する状態にはなっていないのであります。いわば自分の制度を立てつつある時代であったのであります。が、三月の半ばごろからこれがほんとうに働き出すという場面になったのであります。このことと日本が憲法の改正案を急がされたということを引き合せてそこに一つの解釈をつくってみますと、この解釈は臆測であるかどうかこれはわかりませんが、日本はのんびり日本国憲法の改正案をつくって一日でもゆるめるならば日本に望ましい憲法になるであろうというようにたかをくくった傾き——これも私が第三者として臆測するだけですが、そんな傾きもあった。にもかかわらず外の方からむやみに

急がれたといふことの最後の解決のかぎは、極東委員会が働き出すときにまず何を手がけるであらうか、それはおそらく日本国憲法というものを取り上げるであらう、日本国憲法を取り上げるときにまずどんなところに重点を置くであらうかといふことを考えて行きまして、おそらく日本の天皇制を廃止する憲法の草案をつくるであらう、こういう想像が一つ出て来るのであります。と申しまするのは、御承知のように極東委員会を組み立てております十一箇国の中で、ソ連はもとより日本の天皇制を理論的に反対しておるといふことはきわめて明瞭であります。ソ連を除きまして濠州、ニュージールランドというイギリス人の系統におきましては、理論として日本の天皇制を排撃する必要はないと思ひますけれども、当時の情勢から日本の武力に対して非常に恐れを持ち、従つてまた日本の武力が復活するであらうことに対して限りなき反抗意識を持つてゐるということが想像できるのであります。日英同盟条約があつたころは濠州等も安心しておれたけれども、あれがなくなつてから非常に不安になつたといふことを聞いておりますが、それと同じような気持である。日本が天皇制を持つたら、必然の結果として軍閥国家をつくるであらう、そうすればわれわれはまくらを高くして眠ることができない、こういう気持が強い、だから天皇制にはきつと反対するであらう、こんなやうなうわさを聞いておりました。これはうわさであつて、どこまでの根底を認めるかは各人の判断に残す

憲法制定議会の前後（急ぐGHQ）

よりほかにしようがありません。なお当時の中国、当時のアメリカはたしてこの問題をどっち向きに解釈しておったか、これはよくわかりませんが、中国の新聞なんかを見ておきますと、日本の天皇制に対するかなりひどい反感があったように思います。そうしてまたアメリカはどうかと言えば、これは民間の新聞、それから政府当局の考えというものの間には、日本と同じようにこういう民主国の中にも奥と表面との間に相当差があると思われるかもしれませんがよくわかりませんが、しかし天皇制に対して相当悪いこと、不利益なことを言っておったことは当時の新聞でよくわかっております。そんな状況のところにおきまして、極東委員会が日本の憲法の立て方において相当強く当って来るであろうということはまず推測できます。これは推測ばかりでなく、その後日本国憲法を極東委員会が論議するときにかなり手きびしい批判を加えた、天皇制に対しても一応は風当りの強い議論をしておったところを見ますと、そんなに私の想像に狂いはないような気がいたします。

そこでこれからもまた想像になりますが、当時このことについて心配をしたのが中間にはさまっておるアメリカであります。アメリカも若いところは何とも感じなかったかもしれませんが、責任者——私どもの当時感じておったところはマッカーサーであります。責任者は、誠心誠意日本の天皇制をたたえたものか、それとも日本を管理する方

便の見地から天皇制をたたえたものか、これは政治家に対しては失礼ですが、私どもは政治家の言葉はそんなにうまくいただけるものではありません、半々のところではないかという気がいたします。いざとなれば日本の天皇制はどうでもいいというあれがあるけれども、やはりこれを盛り立てて行くところにいいところを得られるのじゃないかという気持、これはまったく私の邪推であります。あのとき幣原さんの肩をマッカーサーがたたいて言うには、おれは日本の天皇制をあくまで擁護する、こういう気持を持っておる、しかし自分はオールマイティではないのであるから、自分がいかに擁護しようと思っても一人だけでは何ごとでもできるものではない。日本が自分を助けてくれるならば自分はこれをなし遂げることができであろう、こういうことを幣原さんに言ったということ、これは幣原さんから聞いたのでありますから多分間違いはございません。そういうことからいまして、結局気をもんだのは私はアメリカじゃないかという気がいたします。日本がまず大多数の国民によって支えられるような憲法をつくろうとしても、極東委員会でぶつかってしまったらこの憲法はなくなってしまう。こういう情勢にに応じて、先んずれば人を制すで、まず原案を日本で固めて、それを持ち出せば日本の希望が諸国に承認されやすいのではないか、こういうふうに考えた私は推察しております。こじつけという危険性もありますけれども、いろいろ考えておりますと断

憲法制定議会の前後（急ぐGHQ）

片的な知識が何かこの方向に一つになって来るような気がいたします。幣原さんの肩をたたいて、おれは天皇制を擁護するが、お前の方でおれを助けろ、こういうようなところをかりに想像的に判断をいたしますれば、何とかして日本の憲法を国民の思うような線に沿ってつくらせたいと思うけれども、これには相当世界的抵抗があるのだぞ、だから思い切つてある程度まで突き進んだ憲法をつくるべきだ、こんな暗示が隠れておるのではないか、これはまったくの想像で、あとからいろいろな結果を結びつけてそんな気がするだけです。

そういうふうにして、大急ぎの結果というものは昭和二十一年のたしか三月四日であります。四日に日本側から日本で考えておる憲法の草案を持って第一相互の建物の中に行つたわけであります。そうすると向う側もこれに応じて、日本の憲法の草案を見て、これは日本語で書いてあるから英語に直してもらわなければ話はずかない、こんなことを言つたと聞いております。そこで大急ぎで数人の人——それは二世のような人が多かったと思います。数人の英語と日本語のできる人によりまして手わけをして翻訳をしました。その結果今の憲法の英文はかなり文章の調子の違ったものでできておると言われておりますが、そうかもしれません。それがおおよそ夕方でき上りまして、そこで理論を避けて一条一条を組み合せつつ進行しようではないかということになり、憲法的一条一

条を互いに議論し合つて、徹夜をしましてあくる朝になつたていくらかも進歩しませんが、また翌朝継続してやつて行つた。五日の晩くらいになりましたか、やつとある程度まで一つ書きの協定ができたように聞いております。六日の日に勅裁を得て、幣原さんの手によつてこれを新聞紙上に要綱として発表して、これを国民が知ることを得るようになったという段取りであります。

そのときに問題になりまするのは、体この三月四日以後の交渉によつて、マッカーサーの言葉によれば、隔意なき両国の関係者の相談によつてまとまつた憲法の草案というものはどんな段階にあるものか、つまり血統を分析してみますとアメリカの血統であるか日本の血統であるかというあいこの関係の程度というものが、国民としては相当興味のあるものであらうと思ひますけれども、これをほんとうに知りますためには、アメリカから持つて来た九十二箇条と六日の日に発表された草案を引き比べて、どういふふうになつてゐるかということを見ればすぐわかることであります。ところが向うから持つて来た草案は、私の知るところによりますとアメリカ側も絶対に発表しておりません。日本には先ほども申しましたように少くとも原本は三部あるに相違ございません。けれども今までこれを発表していないようであります。おそらく国がその発表を承認しなければこれはうかつに発表することはぐあいが悪いし、かつまた国際関係上の考慮が

憲法制定議会の前後（急ぐGHQ）

らか（私の想像から言えば大したことはございませんけれども）今日まで発表されてお
りません。だから私がそれを直接に申し上げることはちょっと避けまして、ただ少しば
かりとところどころどこかに頭を出しているような点について申し上げたいのでありま
す。

私の大胆な測定で言うると三分の二くらい向うの考え方が入ってあって、三分の一くら
いこちらの考え方が入っておるのじゃないか。そうするといかにも向うの方が分がいい
ように思われますけれども、しかしどこの国でも基本的な原理になるとそう違わない。
個人の権利なんというものも違うものじゃない。ここのところはそう論議する必要はな
いと思います。そこでいろいろと論点になりました点について、私の知った範囲で申し
上げたいのであります。風当りの一番強い点は今の戦力不保持の規定と日本の天皇制擁
護の規定であります。あとは大体常識でありまして、階級を規定した規則を廃する。こ
んなことはあのころの勢いから言えば大して論議の起る余地はありません。いろいろ押
し詰めますと、まずその二つに帰属するものと思うのであります。

「九条」の問題

そこで平和の原則、日本の憲法の九条に表われておりますあの規定は、一体どういう趣旨でできたものかということでありますが、ほんとうのことは相かわらず私にはわからぬのであります。しかしマッカーサーがアメリカへ帰りましたときに、アメリカの両院の委員会におきまして、一昨年の五月ごろに三日間連続して証人に立ちましていろいろの質問応答をしております。その中には、日本を足がかりとしての中国に対する問題とかいうことにつきましてもかなり突き進んだ見解が示されておるように思います。なかなか速記録というものはおもしろいものでありまして、その中に日本の憲法の九条に関することを彼が言っておるのであります。どんなふうに言っておるかというところへやって来た、その当時の総理大臣であるが、自分に向って言うには、私は長い間

憲法制定議会の前後（「九条」の問題）

考えてそして確信しておることは、世界の平和に対する唯一の解決は戦争をやめることである、こういうふうに言っておるわけであります。なお続けて言うには、これをあなたに話すということはグレイト・リラクトランスをもってする、つまりあまり言いたくない、何となればあなたは軍人であるから、こういうふうに言葉を飾りまして、なお続けて言うには、あなたは私の意見を受け入れてくれるであらう、新しくできるところの憲法の中に戦争をやめるという規定を置くつもりである、こんなことを言っております。そこでマッカーサーはまた続けて申しますには、自分は立ち上ってこの老いたる人と手を握ることを禁じ得なかった、そして彼に話して言うには、これこそはとられ得べき一番大きな積極的な手段の一つである、こう言った、こんなことが書いてある。なおいろいろ言っておりますが、この言葉が正しいとすれば、戦力不保持のあの規定というのは歴史の上から言えば幣原さんの発案であり、つまり日本側の申し入れであったというふうに考えられます。それ以外に幣原さんが書かれたものにも出ておりまして、マッカーサー氏の言に信用を置きうるような気がいたします。のみならず、幣原さんの身辺におった人々の意見を聞いてみますと、非常に的確なところはわかりませんけれども、平素の幣原さんの言葉や、また幣原さんとマッカーサー氏との定例会見はいつもならば一時間くらいで終るのに、あるとき特に三時間も会見をしたというようなこともあ

Ⅱ

憲法遺言

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

『憲法遺言』いげん（一九六一年、学陽書房刊）の本文全文。

新憲法に関する私の煩悶

人生には不思議なまわり合せというものがあって、私の一生涯を顧みると、自分は最も平坦な道を歩こうと思っただけでも、結果から見れば、限りなく不思議な心理過程を通じてきている。殊に憲法の基本的な考え方については、心の中に恥かしいくらいに幾度かの変化を遂げておるのであって、これは、自分だけに顧みれば、まったく能力の低い人間の一人のやるせない心の煩悶に過ぎないけれども、ことによると、この考えは、日本人の大部分を通じての煩悶であるかもしれない。これらの煩悶を持たない人は、かえって煩悶それ自身に触れることのできない呑気者であるかもしれない。

一体戦争に負けるということは、力極まって軍門に降るということであり、これがために我々の精神的なる根本までが変るべき理屈はないのである。けれども、実際日本全体の人の気持は、敗戦の途端に、前に考えておったあらゆる尊ぶべきものをすべて無価

憲法遺言（新憲法に関する私の煩悶）

値なりとして踏みにじって、次に外部的に受け取ったものを、あたかも千年の昔から自分の心の中にわき起っておったもののごとくに取り扱った。この大きな変化は、いたずらに人を責めるのではなくて、この心の動きの中に、ことによると大きな真理が潜んでいるものかもしれない。

試みに、明治以来の日本人が国というものをどんなふうにかを思い起してみよう。我々は自分の経験の範囲においてしか正確にはいえないけれども、明治憲法のもとに国民が教えられたり、あるいは得心したりした原則は、二つ三つの大きなものを含んでいる。

一つは、日本の国というものは、いわゆる不可変の原理を持っている国である。この原理は、二千数百年の歴史をもって発達し、その根源は宗教的な神話に結びつけられている。その間永い歴史の中に、国民の思想は、この原理にのっとって、完全に統一されたものとして理解せられてきておったのであって、この根本の原理に対してもしも反抗する者があれば、ひとり社会力によつて迫害されるばかりではなく、ものの道理においても許すべからざるもののように考えていた。この根本の原理を外にしては、日本の国を説明することはできないようであった。例えば、国学者の意見をもととすれば、明らかに日本は神国的に発達して、疑うの余地なきものとされておった。漢学者の見地から

しても、中国の古典の中に示されているいろいろな思想を抱擁しながらも、一つの単一的な組織体であるように考えられておった。一般人の立場からいうと、何とはなしに宗教的な原理が心を支配して、この国は限りなく幸せな運命を背負って永遠に栄えるもののように思われていた。これらの考え方は、日本の歴史を正確に批判し、また外国の歴史を比較して考え合せていって、到底説明することのできなかつたものであるようだが、それにもかかわらず、国民の信念はほとんど無抵抗にこの原理を是認した。

しかるに、戦争に負けたということによって、殊に外部から影響せらるるところの幾多の力に基く宣伝に伴って、この夢のような考え方は破壊せられ、その破壊せられたあとにさまざまな新しい考えが生れ出してきた。かくして古き姿は、厳密に批判せられて、科学的基礎を有せざるものと判定せられ、新しき思想は、何らの科学的な厳密な批判を加えないで、そのまま真理なりと告げ知らされて、ここに大きな思想的な変換が起った。古きものに厳格で、新しきものに対しては無批判であるということは、およそいかなる革命の場合にもつきまとうものであらうけれども、終戦後五年の歳月を経て、比較的静かに前後左右を展望することができる時代になって見ると、相当地道に検討せられなければならない。

私は、新憲法ができて後およそ五年の間、根本的なことについては何らの意見を表明

憲法遺言（新憲法に関する私の煩悶）

しなかった。それは、その考えを深めることを避ける意味ではなくて、自分自身の中に不安定なものがあるかもしれないことを恐れたためであるが、今となってはあの程度までは自分の考えを述べていいと思う。

近頃憲法の諸書を見ると、随分考え方に差別があるようである。つくられた一つの法典がかくも多くの考えを導くことを見ると、人間の考えに統一のないことをつくづく感じる。その不統一な中において、自分の考えもまた一つの材料としてこれを提出することは、いかに結論が誤りであると仮定しても、一個の人間の正直な見解を述べておくことが、誰かの共鳴を得ることもあるであらうという喜びを感じる。

まず考えたいのは、人間の本体は何であるかということである。我々は生きている。

このことに一点の疑いはない。何のために生きているかといえば、そんなに明瞭ではないのであって、この間に答えることは、論理的な判断からは容易につかみ出せない。結局は、「我かく思う」という独断から発せざるを得ない。独断に価値があるかどうかは知らないけれども、しかし人間の考えることは、人間の中から出てくるよりほかに仕様がなないから、正直な考察を経て生み出したる独断は、人間の叫びとして価値があるように思う。この「我」は何であるか、あるいは「我」は何のために生きているのか、ということに対して答えるものが三つありうる。

一つの考えは、一人一人の個人こそ本体であって「我」において他のものは無価値である。従ってすべての人間は個人として尊重せらるべきものであり、人が何と言おうと自己をあくまで主張することが正しいという見解である。

これに対して第二の見解は、個人というものに根本的な値打ちはないのであって、個人を包んでの人間の集団を含めての一切のものとかいうものが本体であって、その本体の存在こそが根本であり、一人一人はただその本体の存在を保つための材料に過ぎないと考えることもできる。道元和尚が「悉有は仏性なり」と言ったが、この考えは、私にはわからない。けれども、宇宙そのものが本体であって、われわれは泡沫うたかたの、かつ消え、かつ結ぶがごとく変化しつつも宇宙の本体を支えてゆくもののように考えることもできる。

第一の考えが正しいか、第二の考えが正しいかは、結局きめかねるけれども、欧米人的な考え方からいえば、第一の考えに重きを置くであろうし、東洋人的な考え方から見れば、第二の考えに重点を置くであろう。第一の考えから近世のフランス大革命当時の個人主義思想は生れてきたというか、少くとも説明せられてきたということができし、第二の考え方からは東洋的な哲学が生れてき、これがひろく東洋人の思想を生み出したように思われる。

憲法遺言（新憲法に関する私の煩悶）

この二つの思想の流れは、純粹なる形では到底支えきれるものではなくて、個人に重点を置く考えの中に普遍的なるものを尊敬する考えが生れてき、普遍を尊重する考えの中に個別的なものを尊重する考えが生れてきた。要するに、人類の歴史を悩ましたところの考え方の根本は、この二つの思想が組み合わされて、あるいは雨を起し、あるいは風をはらんできておるのであり、人類は数千年の歴史を経ながらもこの二つのものの解決に悩んでいる。日本の歴史からいえば、もとより東洋的な気持が強いのであって、人間の集団生活に重きを置き、これによって各自がその集団生活を分担しつつ、集団生活を榮えしむるというところに、安心立命の根柢を得ておったのであり、時たまこれに対する反対の事例はあるにしても、落ちつくところはここであつた。ただ、この思想が現実の世界に姿を現わしてくるときに、普遍的なるものそのものを意識することは、普通人にとっては容易ではないので、その普遍的なるものを人間の形を通して認識してきた。將軍が支配をして国民がこれに服従してきた徳川数百年の歴史などを見てゆけば、素朴なる国民は、この権力者のもとに服従することによって安心立命をしておったのであり、表面的に見ると、すべての人が個人に従属して、極端に言えば奴隸生活を樂しむことによって安心していたともいえる。家庭生活の面においても、夫をもつて主人の如くに理解し、主人の命ずるところ、妻はほとんど絶対に近い服従をしなければならぬと

いう意識によって思想を整理してきた。子が親に従うことも、農民が地主に隷属することも、この考えの一つの現われであるといふことができる。

これらの有様を、極めて現象的に眺めてゆくならば、集団生活を愛するのではなくて、個人に隷属するといふ考え方で生きておったところの、憐れむべき未開の国民であるといふと批判することができよう。

終戦後、日本が外国の力によって管理せられたときに、外国人の眼に映った日本の姿はこれであり、命令する者と服従する者との関係は、目も当てられぬような哀れなる封建的なものとして映ったらしい。従つて、この封建的なものを破壊して、人々の自由な生活を果さしむることが管理政策の根本の原理と考えられ、自由平等という旗印は高く掲げられ、君主政治は否定せられ、地主の制度も極度に圧縮せられ、長者を尊敬する考えもなくなり、家族制度も破壊せられ、かくしてすべての人間を等しき値打ちに見るというようなふうにして扱われてきたが、これらの日本改善の道行きといふものは、確かに過去の弱点を打破したには相違ないけれども、そのすべてが成功することを得たであらうか。

日本国民は、必ずしもこの行き方に得心することはできないのであつて、表面的にはこれに同調しながらも、心の中には、ある程度の割り切れないものを持っているかもしれない。

憲法遺言（新憲法に関する私の煩悶）

れない。それ故に、十八世紀風の自由平等の思想が、学者により、識者により、論客によって、激しく世の中に流されていっても、多くの国民はこれを黙殺して従前の考えに浸っており、少数の比較的若き人々が、言葉通りよそから吹き込まれた思想に同調して、古きものに対して反抗するがごとき形になっておるらしい。そこで以上のごとき道行きが実情であるらしく見えるのであり、多くのいわゆる識者は、この古きものと新しきものとの変化を事珍しげに言っているのであるが、この道行きについては、なお考うべき点があるであらう。

以上は、非常に古風な議論をし、時代の進化に反抗するがごときふうに見えるかもしれないが、私のいわんとするところは、いたずらに昔の姿を追おうとするのではなくて、昔の姿の根底においては、その表面の姿とは似ても似つかぬところの、もっと深い考えがあるのではないかということが言いたいのである。仮りに、十八世紀風の自由平等が、個人はすべて自己目的であり、その考え通りに実行することが正しいという意見を前提として批判してみると、実はこれと矛盾する各種各様の要素が含まれていることを発見する。個人が本体であるというのに、何故に人類の将来に向って計画を立てるのか。個人は要するに五尺何寸の肉体と終始するものであって、そのものの存在を費消するだけにとどまるというのなら、勿論わけがわかるが、将来の人間のことを考えるこ

とは理解できないではないか。また、いわゆる博愛の念慮は、フランス革命当時の一つの標語として自由、平等に並んで数えられておったが、純粹個人が本体であるならば、博愛という思想は、ことによると意味をなさないのである。これらの言葉がいかに見事に組み立てられ、説明せられたにしても、その根本においては人類普遍の思想、つまり人類は共に榮えて存在すべき協同体をなすものとの考えがなければ、説明のできることはない、と考えつつ、他の一面において、我らが過去において個人に服従し、個人の権力を尊重してきた関係を顧りみ、一たびその表面の皮を破ってしまえば、実は個人に服従したのではなくて、個人生活らしく見えたその根本には、人間の集団生活を愛し、その全体の幸福を念願する気持ちが深かったといえるのではないか。

このように考えてくると、表面的には東西の考え方に著しい差があるにもかかわらず、それは単に表面のことであって、その表面を通り越して深みに入ってゆけば、いかなる社会においても一個の人間を考える思想があると同時に、個々の人間を離れて集団的なもの、あるいは普遍的なるものを尊重し、維持する思想があることは否定できないと思う。これを縮めて個人と社会という言葉にしてみるならば、我々の生活は個人生活と社会生活との二つの要素を包含して生きているものであり、一つの卵の中には二つの黄身が入っているような姿であるといわざるを得ない。

憲法遺言（新憲法に関する私の煩悶）

この考え方は、いろいろな面に現われてくるのであって、個人と一家族団体との間にもこの関係があり、個人と市町村との間にもあり、市町村と国家との間にも、個人と国家との間にも、また一つ一つの国と国際的協同体との間にも、あるいはまた国家的な関係を離れて、特殊な人の集団、例えば個人と宗教的結合体というものの間にもありうるのであって、常識的に思想を追究してゆけば、我々の歴史において個人のみを尊重した歴史もないし、集団のみを尊重した歴史もないのである。これらのものが複雑な形において結合せられ、容易に簡単な原理に還元することもできないような多元的なものとして、人類生活の全部、いわば宇宙をも支配したと見るのが適当なように思う。

かく考えてきたときに、いわゆる東西の思想の相異というものは、表面的な、また歴史的なものとしてはこれを是認できるけれども、落ちつく先を考えてみれば、この二つのものは本来質の違ったものではなくて、重点の置きどころに差別があるだけである。ものの裏から見た場合と、表から見た場合との差別のごときものであるように思う。

そこで、この考えを我々の憲法の変化に当てはめてみると、人々は日本の憲法が根本的に東洋的なものから西洋的なものに変ったと説明をする場合においても、実際の世界にはそんなことはあり得ないのであって、むしろ西洋的なものが東洋的なものと融合したと考えることが本当ではなからうか。この前提に従って考えてゆくと、世間

では憲法が変り、日本は根本的に前と違った異質的なものになったようにいうのは、説明の方便としていうことは別として、真実においては誤まれるものといわなければならぬ。

憲法が変ったからといって、日本の人間の基本的な考えが変るわけでもなく、東洋的なものが影を潜めて西洋的なものになるという理屈もない。理屈だけでいえば、こんなことは何の不思議もないことであり、教養の深い者にとつてはあまりにも普通のことであるけれども、教養の浅い人々にとつては、我々は大きなこの憲法的变化によって、過去は否定せられ、新しきものは是認せられ、過去の日本国家と新しき日本国家とは全然違ったもののように錯覚して、従来人間が真面目に考えておつたことは、寸毫の価値なきものになったように思う傾向がある。こういう思想をはっきり洗い清めてみなければ、日本の憲法の真理は理解しがたきものであらう。

五年前の激しかった動揺の間につけた考え方を、今から厳密に批判をすることは、少しく残酷であるかもしれないが、あの大きな改正のときに、ある学者は、ことによるとこの表面的な変化を根本的な変化と取り違えておつたかもしれない。例えば、日本の国家も根本的な特色は消滅したと考えたり、あるいは日本の天皇の地位はまったく運命を変えたと考え、一つの事例をいえば、ポツダム宣言の受諾が行われた途端に、日本の権

憲法遺言（新憲法に関する私の煩悶）

威の中心が変革されたと思うような考え方は、ある範囲の考えとしては正しいにしても、根本的な考え方からいうと、はなはだ浅いものであるといわなければならないし、また、この浅い深いの考え方のいかんによって、日本人全体の間一種の虚無的な考えが巻き起ってくる危険もある。その危険は、今日こそやや遠ざかったかもしれぬが、まだまだ残っておるように思われる。

そこで、結論的な言葉を用いていえば、我々の国家の根本的なものは、この憲法によって何らの変更を見せていないのであつて、ただ厳密なる批判に基いて表面的なものが補正せられたのであると考える方が正しいのではなからうか。よしんば私の理論が間違つておると仮定しても、一人一人の人間の心の動きにおいては、この国家本質の不変という気持が根を張っておることは疑いないように思う。

天皇の問題

天皇について

日本の憲法が著しく変わったということを国民に印象せしむる一つの姿は、天皇の地位がはなはだしく変わったということである。

私は宗教家でもなければ、御用学者でもないのだからして、この天皇の地位の根本的な変化がいか悪いかという議論は少しもする気持はない。けれども、どこが変わったかというような点は、はっきりさせたいものである。

歴史的な事実に基づいて民族が發展してゆくその中に、天皇が常にある種の地位を保たれたことは、否定するよすがはない。なぜ天皇が存在するに至ったか、何故にその権威が生れてきたかということは、我々にはわからないのであって、ただ現在においてほぼ判断しうるかぎりにおいて過去の歴史を知ることができるだけである。

憲法遺言（天皇の問題）

この天皇のもとに国民が生きてきたという歴史的な事実は、多くの人によって、いろいろな姿で認識せられている。たとえば、宗教的に考える人たちは、天皇に絶対的な權威があるものとして、これに絶対的な服従をすることによって安心を得ておった。しかしながら、それと正反対の考えを持つ人は、天皇の權威を毫末も認むることなくして、とつてもつてこれに変わるべしという態度をもつたものも歴史の中には存在する。これらの二つの中間に、いろいろな考え方が社会発展の各段階において起ったことは認めなければならぬが、しかし、国民の心の中に、多くの考えを生み出しておることは認めなければならぬのであって、その現在の国民の心の中に、天皇の地位がいかに印象されておるか、国民はどう考えることによって得心をしておるかということは、事実の判断としてこれをなすことができよう。今日でも各人各別であるには相違ないけれども、しかし大よそ帰着するところはあろうと思う。かような考え方の中に、最も悪い影響を生み出してきたものは、一つは政治家であり、一つは軍人であり、一つは学者であった。

若干の中世紀以後の政治家は、天皇の名を借り用いて、自己の活動に資するために、天皇の權威があればあるほど自己の權威が増すものと考えて、天皇神聖という気持を高めてきたことは一応察せられる。歴史的な詳しいことは私の研究の範囲外であるけれども、徳川期における京都の公卿の考え方というものはこういう面であらう。明治以来の

軍人が天皇を統帥権の主体と仰ぎ、一切の権力は天皇から流れ出ずるという仮説を築き上げて、これによって軍人の活動に便利をはかり、天皇の命なるが故に、すべての人は生命をも投げ出すべきものである、また天皇の命なるが故に、すべての軍隊行動には服従しなければならない、批判を許さずという理論構成をつくったのであるけれども、これはほとんど宗教的に尊ばれていた天皇のその特殊性を活用して、俗的な戦争力の根源を説明するに便ならしめんとしたためであり、幾多の弊害を生じたことは人の知るところである。学者が天皇の本質を錯覚に陥らしめた幾多の事例は、あまり強く論議せられてはいないけれども、明治以来のいわゆる御用学者、殊に法律の面においての学者の見解には、その特色が強いのであって、彼らは築き上げられた一つの思想によってでき上っており社会秩序を動かすべからざる最高の原理として、これを説明するためにあらゆる手段を用い、理論構成の美しさと緻密さとを極度に活用して、天皇の地位について種々なる説明を加えた。一つの言葉を導いてくると、絶対不可侵の権力者であるとしたのはこれである。もしそれが正しいなら、天皇を島流しにした過去の歴史はいかに説明することができるかといいたくなる。しかし、これらの学説というものが事実の根底を探究せんとするのではなくて、でき上った一つの文字、あるいは一時代の権力関係を、いかに合理的に説明するかという努力であって、その範囲内においては一つの緻密な形

憲法遺言（天皇の問題）

態を持っているけれども、しかし根本にまで遡ることは出来ないであろう。終戦後のいろいろの問題のにおいて、法律学者系統の人は国体が変わったということを強く言わんと欲し、それと違って広い世界に立つ、例えば和辻氏のごときは、国体は変らないという議論をしたが、このことは、いわゆる専門家の見解はある範囲においてのみ適合するのであり、もっと視野のひろい学者の方がものの本質を見極めていることの証左でもあるのであろう。

かく種々なるものによって、天皇の地位は極度に不可解にされてきておったけれども、国民の頭の中には、おのずから落ちつく考えがあったに相違ない。終戦後の実情を見ると、戦勝国の多くの国が日本の天皇制に対して発言権を持つておったのであり、大体からいえば、天皇制の存置を否定する傾向にあった。日本国民の自治的な存在を認めるといいつつも、現実の力の動きというものは、ある国々は、理論的な考え方から天皇制を絶対に否定せんとした。またある国々は、国力の巨大になることを嫌う一つの考え方から、天皇制は国家の実力を増すゆえんのものであるという理論に従って、天皇制を否定せんとした。またある国々は、ものの道理から人類の中の一人の人が特に他にまさって第一義的に優越である理屈はないという見地から、天皇制の存在に反対をしたのである。